四日市市教委告示第２２号

　四日市市文化財保護条例（平成５年四日市市条例第１７号）第５条第１項の規定により、次のものを四日市市指定有形文化財（彫刻）として指定するので、同条第４項の規定に基づき告示する。

　　令和元年１０月９日

四日市市教育長　　葛　西　文　雄

指定種別　　　 四日市市指定有形文化財（彫刻）

指定名称及び員数 塑造仏頭　　１箇

文化財の所在地　　　　三重県四日市市西日野町２９７０

文化財の所有者　　　　顕正寺　代表役員　住職　眞弓　德光